

甘く見ていませんか？罰則規定もあります！

参加
無料

働き方改革関連法が成立！実務における対応とは？

成立した「働き方改革関連法」にもとづき、2019年4月より「年5日の有給休暇の取得」や「時間外労働の上限規制」など、さまざまな制度が導入されました。

制度に対応しようとする「パートに対する有給休暇の計算はどうすればいい？」など、実務では様々な疑問が生まれ、苦勞している事業者が多いとの声があります。

本セミナーでは企業現場において働き方改革を支援している社会保険労務士をお迎えし、実務上の話を交えてわかりやすくお伝えします！！

1 日時/会場 2019年7月19日(金) 10:00~12:00

台東区民会館8階 第5会議室

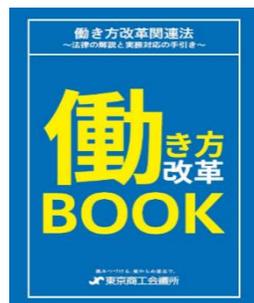
(台東区花川戸2-6-5)

2 参加費 無料(※従業員研修の一環として是非ご活用ください。)

3 定員 60名(先着順)

◆講師 大石経営労務事務所 代表 大石 誠 氏

- ・特定社会保険労務士、産業カウンセラー
- ・東京都社会保険労務士会 台東支部 相談役
- ・年金記録訂正審議会委員会 委員



参加者には「働き方改革BOOK」を無料でプレゼント！

<講演内容(予定)>

1. 年次有給休暇5日取得義務

- (1)有給休暇の基礎知識とよくあるQ&A
- (2)有給休暇取得義務のための上手な進め方
- (3)有給休暇とフレックスタイム 他

2. 時間外労働の上限規制

- (1)労働時間・休日の基礎知識とよくあるQ&A
- (2)36協定の基礎知識「所定」と「法定」の違い等
- (3)休日に働いた時の賃金の考え方 他

3. 「同一労働・同一賃金」等、今後の法改正

<講師紹介>

【略歴等】平成2年4月 大石経営労務事務所設立
平成25年6月~27年5月 社労士会労働紛争解決センター東京 センター長に就任

【主な著書】「人材サービスの実務」第一法規
「就業規則ハンドブック」角川学芸出版等
【その他】作詞家としてTV主題歌等に詞を提供、
ラジオ局で年金とジャズをテーマにした番組の
パーソナリティーを1年9ヶ月務める

お申込み方法 【FAX】 下記の申込書にご記入の上、切り取らずにFAXにて送信してください。

【WEB】 東京商工会議所ホームページ上部にごございます、 欄に下記イベント番号を入力し、Qをクリック。内容をご確認の上、お申込下さい。

【イベント番号】No. 94350

東京商工会議所 台東支部 行 【FAX:03-3843-1206】

2019年7月19日(金)「働き方改革関連法が成立！実務における対応とは？」参加申込書(担当:干川)

事業所名		業種	
所在地	(〒)		
電話番号		FAX番号	
参加者名(1)		役職・所属等	
参加者名(2)		役職・所属等	

※ご記入いただきました情報は、当該セミナーに関する連絡・記録のために使用いたします。また、東京商工会議所からの各種情報提供のために使用する場合がございます。今後、情報提供をご希望しない場合は、東京商工会議所台東支部までご連絡(FAX・メール)をお願いいたします。

※なお、受講券の発行はございません。定員に達したときは事務局よりご連絡を差し上げます。